

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第5号

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

【編集・発行】

東京都公文書館

平成16年10月発行

【印刷】

株式会社サンワ

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

—所蔵資料紹介— 公文書館の書庫から

「郊外地図の誕生」



『東京府下^{ひびさ}碑衾町全図』(昭和4年6月)
碑衾町役場／文化地図普及会製版

東京都公文書館が所蔵する旧東京府・東京市文書には、各種の申請書類とともに、当時の地図など様々な添付資料が残されており、貴重な歴史資料となっています。今回は、その中のひとつとして、現在の目黒区南部にあたる碑衾町の地図『東京府下碑衾町全図』を紹介します。

当時の地図は多数残されていますが、この地図の大きな特徴は、裏面に昭和3年の碑衾町の町勢一覧が掲載されていることです。この町勢一覧には、町の沿革や地勢をはじめ、戸数・人口、衛生、教育、交通、町の行財政、金融や町内の警察・消防などの項目が設けられ、町の基本的なデータがわかる資料となっています。

例えば、「地勢位置」の項目を見ると、当時の碑衾町は現在の東急東横線、目黒線（旧目蒲線）、田園都市線（旧玉川線）の開通などにより、「交通施設ノ整備ハ耕地整理事業ノ進捗ト相俟ツテ町ノ発展ヲ促シ、今ヤ戸数七千ヲ越ヘ人口正ニ参万ヲ超過セリ」と記載されています。

つまり、大正13年には1万人程度（「人口比較」の項目より）であった人口が3万人を超え、都市化が大きく進んだことがわかります。こうした都市化の伸展は、地図に細かな新番地が付されていることにも端的に表われています。その一方で、「水道」の項目をみると、水道使用戸数はわずか142戸に過ぎず、また、「教育」の項目では、^{いしごみ}碑小学校の生徒数が2千人を超えるなど、急激な人口増加に都市基盤の整備が追いついていない状況もうかがえます。

このように、町勢一覧などを併載している町村地図は、大正末頃から多く見られるようになります。その内容も、町の歴史や町名・地番の一覧、町制関係者の名簿など様々なものを含んでいます。しかも、こうした地図を作成した町村に共通しているのは、いずれも当時急激に人口増加と都市化が進んだ、東京市の隣接地域であったということです。

いずれにせよ、地図という住民にとって身近な道具に、地域の行政資料や基本的情報を併せて掲載した意図は、急激に増加した新住民に対して、地域情報を的確に伝達することが非常に重要な課題になっていたからと思われる。

都立中央図書館・江戸東京博物館・東京都公文書館 3館所蔵資料展
「都市をつくる～江戸のすがた 東京のかたち」

期 間 平成16年10月31日(日)～11月14日(日)
(11月4日は休館)
時 間 10:00～17:00
会 場 都立中央図書館4階 多目的ホール
観覧料 無料(東京文化財ウィーク参加事業)

昨年度、都立中央図書館・江戸東京博物館・東京都公文書館では3館合同講演会を開催し、竹内誠江戸東京博物館長の講演と、各館の利用ガイダンスを行いました。おかげさまで好評を博し、改めて相互の連携を図りつつ、3館の普及活動を積極的に進めていくこととなりました。

そこで今年度は新たな試みとして、3館所蔵資料展を企画致しました。「都市をつくる～江戸のすがた 東京のかたち」とのテーマで、絵図・地図・錦絵・版本・刷物・公文書・図書・生活道具等を展示し、江戸・東京の都市の変貌を、江戸時代から昭和初期まで通観していきます。

以下、展示の構成を追いながら見所の一端を紹介していくことにしましょう。

I 天下の城下町 江戸のすがた

絵図で読む江戸／江戸期の地図考証／伊能忠敬の「江戸実測図」／「切絵図」の系譜／描かれた武都のすがた

■伊能忠敬『江戸実測図』

文化13年(1816)閏8月から10月に至る測量をもとに、翌14年、幕府に上呈されたもので、6千分ノ1の縮尺を用いた御府内とその周辺にわたる詳細な実測図です。時に忠敬73歳。死の前年の完成でした。

伊能図は明治6年(1873)、皇居の炎上の際してすべて焼失し、伊能家から副本が貸与されていました(のち献上)。大正3年(1914)

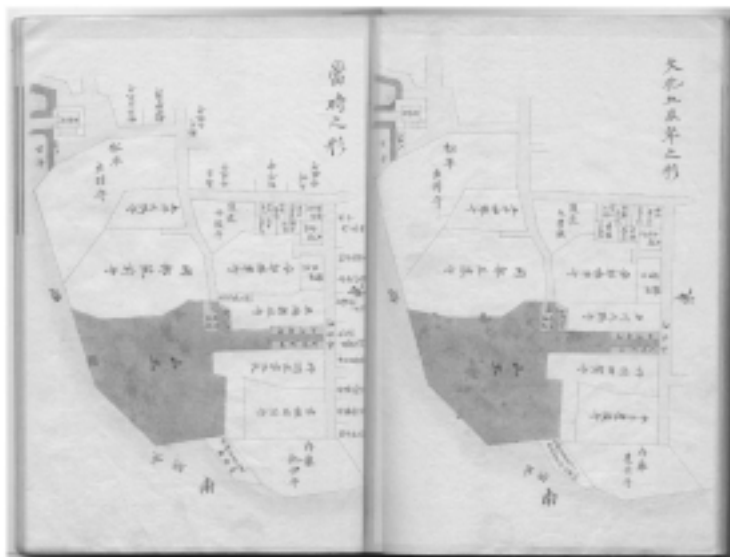
に開催される東京大正博覧会に向けて出展準備を進めていた東京市役所市史編纂室はこの貴重な絵図に着目し、模写図を作成しました。この時、原図が南北2枚に分かれていたものを合わせ、超大型の模写図として展示されました。ところが東京帝国大学図書館に保管されていた伊能図副本も関東大震災による火災で焼失したことから、東京市作成の模写図は忠敬晩年の測量成果である江戸実測図の内容を今に伝える貴重な資料となったのです。

今回の展示では、およそ360cm×400cmという巨大パネルを作成し、伊能忠敬の偉業に触れていただきます。

■『御府内沿革図書』

江戸幕府普請方において編纂された江戸の地誌。御府内及び府内場末近辺町々の時代的変遷を図と記述で詳細に表現しています。文化4年(1807)に調査が命じられ翌年開始されたものの、財政事情から、同8年12月に中断、天保元年(1830)12月に至って再開し、幕末の安政5年(1858)によようやく完成をみました。

現在の東京のある土地が江戸時代にどのように利用されていたかを探る際に、もっとも基本的な情報を提供してくれる貴重史料です。



『御府内沿革図書』

II 明治の東京—開化から市区改正へ

都市江戸の危機／東京の誕生／開化の諸相—
築地・銀座・汐留／市区改正の時代—帝都の基
盤整備をめざして

■錦絵『御酒頂戴』^{ごしゅちやうだい} 請求番号：あ1

■公文書『明治元年順立帳七』マイクロフィルム
番号：別置 272

明治元年、江戸城に滞在中の天皇から「江戸」の町民に対して御酒が下されました。為政者が將軍様から天子様に代わったことを町民に知らせる象徴的な出来事でした。江戸は東京と改められ、ここに近代都市東京が誕生します。順立帳からは、鹿島清兵衛をはじめとする江戸の代表的な酒問屋がそれぞれどんな銘柄の酒をどのくらい調達したかがわかります。

■煉瓦街建設に関するウォートルス建言・図面

『明治五年 建築事務御用留 甲』マイクロフィルム番号：別置 009

「火事と喧嘩は江戸の華」という言葉がありますが、明治の東京にも頻繁に大規模な火事がありました。明治5年(1872)2月26日、和田倉門内会津邸で発生した火事は、折からの烈風で大名小路へ飛び火し、銀座一帯から築地にかけておよそ30万坪を焼き払いました。

これを契機に、東京府は市街地の不燃化を図るため、銀座に煉瓦街を建築することとしました。

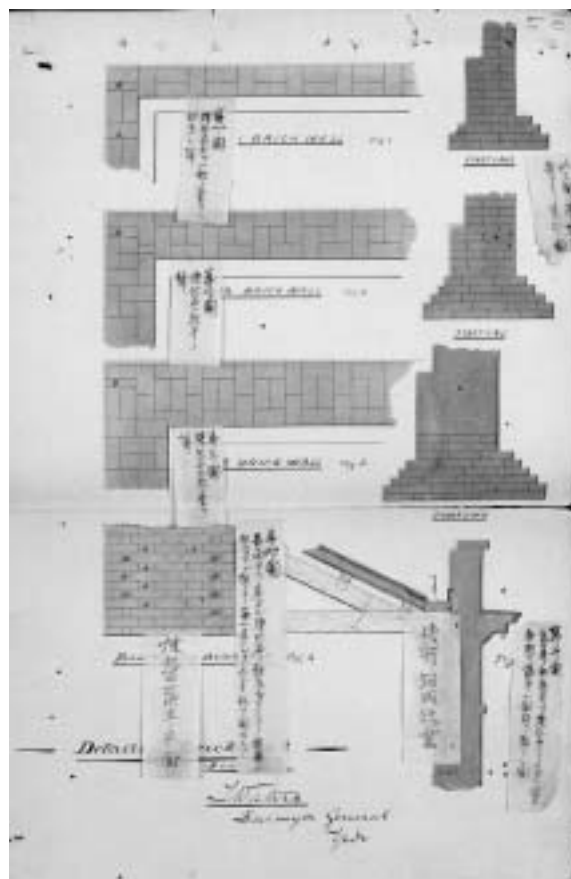
今回は、この煉瓦街建築を担った英国人トーマス・ウォートルス自筆の煉瓦建築方法図面を展示します。

III 大東京こそわが住むところ

大東京の登場／都市計画の展開／郊外住宅地の形成

■『宅地分譲パンフレット』 内田祥三
資料 U519.8/か/4198

大正期に入ると、東京の人口は増加の一途をたどり、とりわけ市の周辺部で爆発的に増大します。また、郊外電網の整備とともに、理想的な住宅環境を謳った郊外住宅が開発されるようになります。今回は、田園調布、国立、常盤台など、当時の分譲パンフレット類を展示します。



煉瓦建築方法図面

内案地宅住的理想



住宅分譲パンフレット

IV 関東大震災と震災復興

関東大震災／震災復興／復興建築と同潤会アパートメント

■関東大震災時ポスター『汽車、汽船無賃で国へかへれます』マイクロフィルム番号：大市 12-86(864・865)

当時、ラジオ放送はまだ始まっておらず、新聞社も被災して、数社がわずかに焼け残っていたに

過ぎませんでした。このため必要な情報を被災者に届ける手段は限られていました。その手段のひとつがポスターです。今回展示したのは、地方出身者などで帰郷を希望する者については無賃で汽車や船などに乗せる措置を知らせるものです。

■東京土地区画整理換地決定番地図 縮尺 1/1200

内田祥三資料 TM093.22/と/1-2

関東大震災後の復興事業では、将来の災害に備えて道路の幅員拡大や空地・公共用地の確保のため、土地の所有者に対し、従前の所有面積から一定の減歩を強制する土地区画整理を施行しました。

この措置については賛否両論、大変な論争がありました。未曾有の惨事を引き起こした震災の直後ということもあり、計画どおり実行されていきます。

この区画整理は、東京の街区の基本プランとして引き継がれ、いわば今日の東京の原型をつくった事業として重要な意義を持っています。

以上、当館所蔵資料を中心に見所をご紹介します。このほか都立中央図書館・江戸東京博物館からも貴重な絵図や、興味深い資料が数多く出展されます。

どうぞこの機会に奮ってご観覧くださいませよう、よろしくお願い致します。

みちくさロビー展

—第5回 展示報告—

「東京都公報の歴史～まちぶれ町触から公報へ～」

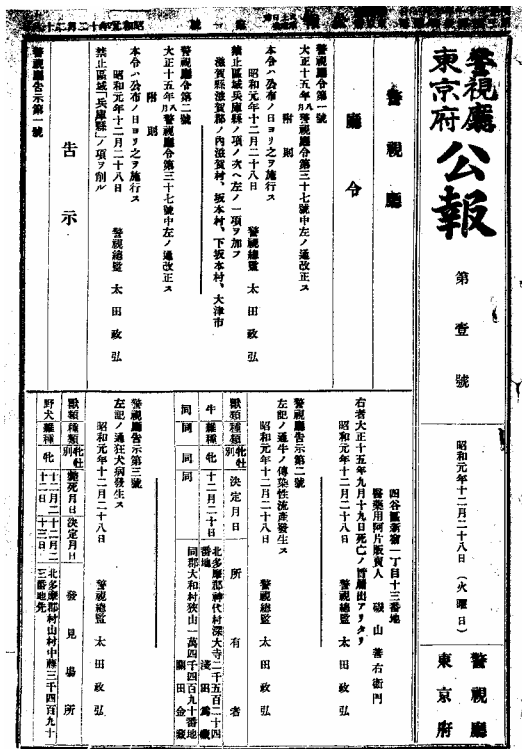
平成16年6月15日から同年7月15日まで、当館1階ロビーで、標記のテーマによる第5回みちくさロビー展を開催しました。

東京都公報は、その前身である警視庁東京府公報や東京市公報を含め、東京の歴史を調べるうえで欠かすことのできない基本文献の一つと言ってもいいでしょう。しかし、ひと口に公報と言っても、その成り立ちは、6頁の年表に見るように相当に複雑でわかりにくいものです。そこで今回の展示は、公報の誕生から現在にいたる変遷の軌跡について、実物を眺めながら理解を深めていただくことを目的として企画しました。

条例や規則の周知方法をめぐる歴史

東京都の条例や規則は、東京都公報へ掲載することでこれを公布したものとみなします（東京都公告式条例）。国の法令を官報に登載することで公布したものとみなすのと同じですね。

では、基礎的自治団体である区市町村の場合はどうでしょうか。都内の区市町村の例規集を調べてみると、ほとんどの自治体が、あらかじめ指定された掲示場（役所の門前に設けられているものが多い。）へ、条例や規則を掲示することで公布したものとみなしています。



東京都公報の前身、警視庁東京府公報

法令を周知する方法として掲示場に掲示するやり方は随分古い時代から行われていました。高札場^{こうさつば}といって、ここに人々が知っておくべき重要な法令を掲示し、周知していました。

また、その一方で、法令を書面や口頭で、町(村)から町(村)へ順送りに回覧して周知する方法も行われていました。例えば江戸時代、江戸の町方^{まちかた}に出された法令、すなわち町触^{まちぶれ}は、町奉行^{まちどしより}から町年寄^{まちねし}、町年寄から町名主^{まちなぬし}を通じて町々へ伝達されたのです。

法令や規則を、官報や公報へ載せることで公布式とする方式は、印刷技術や交通通信手段が飛躍的に発達した近代の産物といえるでしょう。

今回のロビー展では、明治初年までさかのぼり、当初は江戸時代以来の方法を踏襲しながらも、その後さまざまな試行錯誤を経て、次第に近代的な公布式が確立していく過程を、東京都公報の前身である警視庁東京府公報や東京市公報を事例として取り上げました。

詳細については、会期中に配布したパンフレット「東京都公報の歴史～町触から公報へ～」と「古文書チャレンジ講座・展示してある明治2年の町触を解説してみよう!!!」を、近日中に当館

ホームページに登載する予定ですので、そちらを参照してください。

ロビー展への反響

最後に、会期中に寄せられた皆さんの感想の中から幾つかをご紹介します。この報告のまとめに替えたいと思います。ご声援をありがとうございました。

- 1 東京都公報の歴史的変遷が簡潔にまとめられているのでとても勉強になりました。
- 2 とりわけチャレンジ講座は興味深く、勉強になります。
- 3 ものすごく固い内容を、私のような予備知識のない人間にも分かりやすく説明されていますね。お江戸の高札から明治にかけての回覧板のような形で法令が伝えられていたのだ、当時の新聞のおまけのような感じで掲載されていたのだというお話には思わず笑ってしまいました。
- 4 古文書チャレンジ講座の内容が大変面白いのに感激しました。



東京都公報の前身、東京市公報

東京都公文書館だより

東京都公報の歴史

	警 視 庁	東 京 府	東 京 市
明治初年	(掲 示 と 回 覧 時 代)		
	江戸時代以来の法令周知の方法を踏襲しながらも、近代的な公布式の確立をめぐるさまざまな試行錯誤が行われた時代		
明治13年11月15日 ～同16年6月	(掲 示 と 新 聞 紙 登 載 併 用 時 代)		
	当庁布達並びに諸達は区町村掲示と新聞紙掲載を以て公布式とする (警視庁甲第45号布達)	区町村内掲示と新聞紙掲載を以て公布式とする (東京府甲第119号布達)	
	警視庁の布達等を掲載した新聞紙 東京日日新聞、朝野新聞、郵便報知新聞、読売新聞、東京絵入新聞、いろは新聞	東京府の布達等を掲載した新聞紙 東京日日新聞、読売新聞、朝野新聞、曙新聞、明治日報、郵便報知新聞、時事新報、自由新聞	
明治16年7月～ 同18年12月	(掲 示 と 官 報 本 紙 登 載 併 用 時 代)		
	明治16年7月1日から布達は官報に登載し、区町村に掲示し、告示は官報に登載するを以て公布式と定める (16.6.30 警視庁甲第11号布達)	明治16年7月1日から布達布達は官報に登載し、区町村に掲示し、告示は官報に登載するを以て管内公布式と定める (16.6.28 東京府甲第34号布達)、告示も更に官報に登載し、区町村には別に掲示するを以て管内公布式とする (16.9.14 同甲第50号)	
明治19年1月～ 同20年12月	(官 報 本 紙 登 載 時 代)		
	当庁布達は自今官報に登載するを以て公布式とする (19.1.7 警視庁布達甲第4号)、当庁の達は自今に登載し、別に配布しない (19.1.7 警視庁達乙第1号)	当庁布達告示は自今官報に登載するを以て管内公布式とする (19.1.4 東京府甲第1号布達) 当庁の達は自今に官報に登載し、別に配布しない (19.1.4 同丙第4号達) 布達布達告示は自今官報を以てし、区町村に掲示しない (19.1.9 同布達甲第7号)、官報は郡区役所、戸長役場毎に備え置く (19.1.9 同布達甲第8号)	
明治21年1月～ 同年12月	(官 報 附 録 ・ 警 視 庁 公 文 ・ 東 京 府 公 文 時 代)		
	官報附録として警視庁公文を発行	官報附録として東京府公文を発行	
明治22年1月～ 同27年3月	(官 報 附 録 ・ 警 視 庁 東 京 府 公 報 時 代)		
	官報附録として警視庁東京府公報を発行、明治22年1月4日 (1) ～同27年3月31日 (1176)		*明治22年5月1日、東京市成立 ただし、市制特例により市役所を設置せず、東京府庁が市の事務を行う。東京市の公文も警視庁東京府公報に登載
明治27年4月～ 同30年3月	(官 報 本 紙 登 載 ・ 警 視 庁 公 文 ・ 東 京 府 公 文 ・ 東 京 市 公 文 時 代)		
	官報本紙に警視庁公文を登載	官報本紙に東京府公文を登載	官報本紙に東京市公文を登載
明治30年4月～ 同31年9月	(新 聞 紙 附 録 ・ 警 視 庁 公 文 ・ 東 京 府 公 文 ・ 東 京 市 公 文 時 代)		
	明治30年4月1日～毎日新聞、東京朝日新聞の附録として警視庁公文を発行	明治30年4月1日～東京日日、読売、毎日各新聞の附録として東京府公文を発行 明治30年4月25日、東京日日新聞を取りやめ 明治30年5月15日～都新聞を追加	明治30年4月1日～毎日、東京日日、読売各新聞の附録として東京市公文を発行 明治30年4月28日、東京日日新聞をとりやめ 明治30年5月15日～都新聞を追加
明治31年10月～ 昭和18年6月	(警 視 庁 東 京 府 公 報 時 代)		
	明治31年10月1日から警視庁及び東京府協同して直営で公報を発行する。		
	(警視庁は公報登載で公布式とする) 本年10月1日より警視庁東京府公報を発行し警視庁は同日より本公報に登載するを以て公布式とする (31.9.25 警視庁令 28) その他告示、告諭、乙号訓令を公報に登載することとなる	(東京府は公報に登載→掲示で公布式とする) 当庁公文は10月1日より警視庁及び当庁で公報を発行し、これに登載して島庁郡市役所町村役場島役所及び村役場に配付し、なお各掲示場に掲示させることで公布式とする (31.9 東京府令 71) (昭和9年公報登載のみで公布式とする) 東京府令、東京府訓令、東京府告示、東京府告諭は警視庁東京府公報に登載するをもって公布式とする (昭和9.5.10 東京府令 20)	*明治30年9月30日、市制特例を廃止、翌10月から東京市役所設置 (引き続き新聞紙附録・東京市公文時代) (新聞紙附録・東京市公報時代) 明治33年8月1日から新聞紙附録として東京市公報を発行する。 明治33年8月1日(1)～同45年7月28日(1039)、大正元年8月9日(1)～大正5年7月5日(490) M33.8.1～M39.3.31・国民新聞附録 M39.4.1～M43.3.31・毎日新聞附録 M43.4.1～T3.9.30・読売新聞附録 T3.10.1～T4.2.3・日本新聞附録 T4.2.4～T5.7.5・東京毎日新聞附録 (直営・東京市公報時代) 大正5年7月8日から東京市において直接公報を発行する。 大正5年7月8日(1)～昭和18年6月29日(3723) () 内は号数、大正の改元と、公報が直営となった大正5年に号数を新たにしている。
明治31年10月1日(1)～明治45年7月30日(1891) 大正元年8月1日(1)～大正15年12月25日(2386) 昭和元年12月28日(1)～昭和18年6月29日(2516)	() 内は号数、改元のたびに号数が新たになる。		
昭和18年7月1日～ 同21年3月30日	(警 視 庁 公 報 時 代)		
	昭和18年7月2日(1)～同年12月31日(48) 昭和19年1月4日(1)～同年12月29日(99) 昭和20～21年 ?	(東 京 都 公 報 時 代)	
	昭和18年7月1日(1)～昭和21年3月30日(401)		
昭和21年4月1日～ 同23年3月6日	(東 京 都 警 視 庁 公 報 時 代)		
	昭和21年4月1日(1)～昭和23年3月6日(290)		
昭和23年3月7日～	(東 京 都 公 報 時 代)		
	昭和23年3月9日(1)～昭和23年3月30日(10) 昭和23年4月1日(301)～ *東京都警視庁公報時代の号数を継承		

ーシリーズー

レファレンスの杜^{もり}

地図帳には県庁所在地が◎記号で明示されていますが、東京の場合その地名が「東京」となっていました。この場合の東京というのはいったいどこのことですか？

「県庁所在地」といえば、ご存知のことでしょうが東京都の近県では、次のとおりです。

神奈川県＝横浜(市)、埼玉県＝さいたま(市)、千葉県＝千葉(市)

しかし、東京都の都庁所在地が「東京」といわれても、具体的にどこを指すのか確かによくわかりません。都庁そのものが所在するのは新宿区、いったい地図表記の東京とはどこでしょうか。

地図のお約束

このご質問のような疑問はおそらくお手元の地図帳に起因していると思われます。実は、国土地理院が発行する50万分の1の地図には図式適用規格という作成上のきまりがあるのです。

この疑問に関わるきまりの重要な部分は、「市町村の名称はすべて表示する」、そして「都道府県庁の位置は◎で表示する」の2点でしょう。この原則でいけば、地図上にはすべて市町村名が表示されており、ここから県庁所在地を表記するわけですから、例えば神奈川県なら横浜市と、迷う余地なく決定できることとなります。

ところが東京都の場合はどうでしょうか。市町村名はあっても、23区名までは表記されていません。そうすると◎マークをつけても対応する都庁所在地名がないこととなります。そこで便宜的に東京23区の総称として「東京」という表示とすることにしたいのです。

東京市の記憶？

便宜的といっても、まとめて「東京」で括ってしまう発想はどこから出てきたのでしょうか。そこにはかつての東京市の存在が影響しているかもしれません。

東京市は、明治22(1889)年の市制町村制の施行に伴い設置されました。この時、麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂・四谷・牛込・小石川・本郷・下谷・浅草・本所・深川の15区が東京市域となります。その後、大正時代から昭和初期にかけての急速な都市化、東京市郊外の著しい発展に伴い、昭和7(1932)年、

周辺5郡82町村を東京市に編入して新たに20区を設け、合わせて35区となりました。新しい20区は、品川・目黒・荏原・大森・蒲田・世田ヶ谷・渋谷・淀橋・中野・杉並・豊島・滝野川・荒川・王子・板橋・足立・城東・向島・葛飾・江戸川です。こうして拡張した市域の35区は、戦後の昭和22年に統合されて22区となり、さらにこの年8月、板橋から練馬が分離して23区となり現在に至っているのです。この東京市に由来する「東京」としての市域のまとまりが、潜在意識としては今も生きていて、地図表記の便宜上の処置に反映しているのかもしれませんが。

都庁所在地は…

都道府県庁の位置は、条例で定めるように「地方自治法」で規定しています。「地方自治法」の規定する条文は、次のとおりです。

○地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条
地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

この規定に基づき、東京都では、「東京都庁の位置を定める条例」を制定しています。その条文を見てみましょう。

○東京都庁の位置を定める条例(昭和60年10月1日条例第71号)

東京都庁の位置を定める条例を公布する。

東京都庁の位置を定める条例

地方自治法(昭和22年法律67号)第4条第1項の規定に基づき、東京都庁の位置は次のとおり定める。

東京都新宿区西新宿二丁目

つまり、「都庁所在地」は、新宿区となります。ちなみに大阪府庁は大阪市中央区に所在しますが、この場合の中央区は政令指定都市である大阪市の一行政区にすぎません。一方、23区は市に準じた特別地方公共団体として機能する特別区ですから、大阪市や横浜市と同等に位置づけ、新宿区を都庁所在地と呼んで差し支えないのですが。

当館のご利用方法

◇ どうぞ一度ご来館ください

東京都公文書館は、書架延長にしておよそ13kmの公文書、印刷物、図書類、和書類、地図類等を保有しています。

◇ でもその前に～

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合

◇ 入館したら～

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ等お荷物をお持ちの方は、閲覧室の手前に設置のロッカー（無料）に、筆記用具以外の持ち物を入れてください。その後、閲覧室へお入りください。

◇ 閲覧室では～

窓口担当職員に、お調べになりたいものをお話してください。お調べの内容に沿うような目録やパソコンによる検索で、閲覧したいものを特定し、当館にそなえてあります「閲覧票」にご記入・ご提出ください。職員が書庫からお出しします。

また、資料でマイクロフィルム化されているものは、原本保護のためマイクロフィルム閲覧室で

閲覧をお願いします。

◇ 複写したい場合は～

複写を希望される方は、当館に備えてあります「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、一人又はグループで1日20枚までです。ただし、マイクロフィルムからの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。

◇ 閲覧・複写できる資料は～

当館の資料は原則としてご利用できますが、次のものは除きます。

- ①作成又は取得をして30年を経過していない公文書
- ②「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等

- ・個人情報等が記録されているもの
- ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・現に館において使用しているもの（目録作成など保存及び利用の開始のため館において使用しているものを含む。）
- ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利用案内・交通案内

【利用案内】

①開館日時

- ・月曜日から金曜日まで（9時～17時）

②休館日

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・臨時の休館日として公示した日

③閲覧停止日

- ・奇数月の第3水曜日（祝日の場合は翌日）

【所在地】 〒105-0022

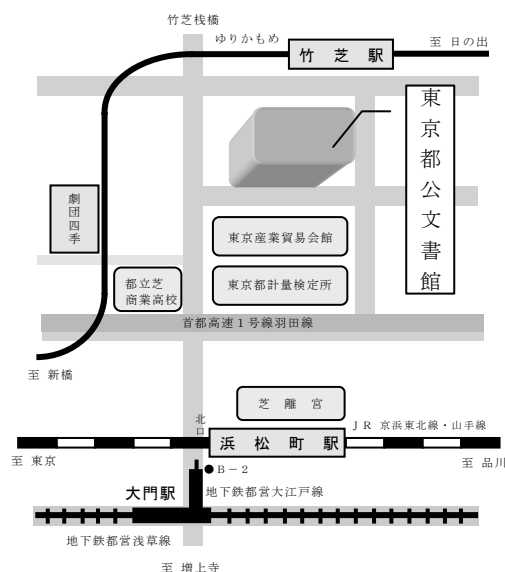
東京都港区海岸1-13-17

【TEL】 03-5470-1334

【FAX】 03-3432-0458

【ホームページ】 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives>

【案内図・交通機関】



①JR「浜松町」駅北口（新橋方面）下車（徒歩7分）

②地下鉄都営大江戸線浅草線「大門」駅（B-2）下車（徒歩9分）

③東京臨海新交通（ゆりかもめ）「竹芝」駅下車（徒歩2分）

④都営バス「竹芝棧橋入口」下車（徒歩0分）
[浜95 東京タワー→品川車庫]

⑤都営バス「竹芝棧橋」下車（徒歩2分）
[虹01 浜松町⇄国際展示場駅]